

令和2年5月25日（月曜日）

第2回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和2年第2回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	安土 哲 君
健康長寿課 長	齊藤 恵美子 君
産業観光課 長	太田 雄 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩淵 茂樹 君
危機管理 監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策 監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	相澤 光治 君
教 育 長	内海 俊行 君
教 育 次 長	児玉 藤子 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
参事兼中央公民館長	伊 藤 政 宏 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 5 月 2 5 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

5 月 2 5 日の 1 日間

〳 第 3 議案第 3 5 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町町税条例等の一部改正について)

〳 第 4 議案第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町都市計画税条例の一部改正について)

〳 第 5 議案第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて (松島町国民健康保険税条例の一部改正について)

〳 第 6 議案第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度松島町一般会計補正予算 (第 1 号) について)

〳 第 7 議案第 3 9 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定について

〳 第 8 議案第 4 0 号 松島町国民健康保険条例の一部改正について

〳 第 9 議案第 4 1 号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

〳 第 1 0 議案第 4 2 号 松島町介護保険条例の一部改正について

〳 第 1 1 議案第 4 3 号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について

〳 第 1 2 議案第 4 4 号 令和 2 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号) について

〳 第 1 3 議案第 4 5 号 令和 2 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

〳 第 1 4 議案第 4 6 号 令和 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

- 〳 第15 議案第47号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 〳 第16 議員提案第2号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議について
 - 〳 第17 委員会の閉会中の継続審査・調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） それでは令和2年第2回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。

■■■■■■■■■■さんでございます。

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可したいと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第2回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、世界中で猛威を振るい、日本全国でも多くの感染者が出ている新型コロナウイルス感染症に関しまして、住民の皆様には様々なご負担をおかけしており、外出自粛や休業要請のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

5月14日には、国の緊急事態宣言は都道府県等を除いて宮城県も解除されましたが、感染拡大の懸念が排除されたものではなく、今後は社会経済活動の回復と感染拡大防止の両立を目指し、町民及び事業者の皆様へ様々な支援を実施する準備を行っているところであります。

さて、本日提案いたします議案は、専決処分の承認及び条例の改正、並びに令和2年度松島町一般会計補正予算等についてを提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（松島町町税条例等
の一部改正について）

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第35号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号松島町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、個人町民税における非課税措置の見直し及び所有者不明土地等に係る固定資産税への対応について改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第35号専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明させていただきます。

主な改正内容につきまして、条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず第1条改正の1の個人町民税の第36条の3の2及び第36条の3の3の改正につきましては、個人町民税の非課税措置について、児童扶養手当を受給している未婚のひとり親に限定しないこととするため、給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書にその旨の記載を不要とするものでございます。

次に、2ページまでにわたります3の固定資産税につきまして、所有者不明の土地等に係る固定資産税への対応に伴う改正につきましてご説明申し上げます。

その概要につきまして、4ページの参考資料をお開き願いたいと思います。

まず固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿上の所有者であります。その所有者が死亡している場合には、現に所有している者、通常は相続人となりますが、相続登記がなされていないときは、現に所有している者を市町村が自ら調査、特定する必要があるため、多大な時間と労力を費やすこととなります。また、調査を尽くしても所有者が特定できない場合においては、固定資産税を課することができず、課税の公平性の確保の観点から、問題視されてお

り、今回の地方税法の改正を踏まえ、改正を行うものでございます。

1つ目の改正といたしましては、使用者を所有者とみなす制度の拡大、第54条関係でございますが、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかでない場合には、使用者を所有者とみなして、その旨を事前に通知し、固定資産台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものでございます。その流れといたしましては、下の図のように使用者への聞き取りなどにより、納税義務者の調査を行い、使用者に事前通知後に課税台帳に登録し、賦課決定し固定資産税を納付していただくようになるものでございます。

2つ目の改正といたしましては、現に所有している者の申告制度が74条の3の関係でございますが、こちらは登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間において、現に所有している者に対して、氏名住所等必要な事項を申告させる規定を新設するものでございます。具体的には、5ページ、A4判の横の図のようになりますが、相続登記がされている場合には、左の図のように登記書、法務局から課税帳、本町へ所有者の情報の通知が来ますので、町で所有者情報を更新し、相続人へ課税できますが、右の図のように相続登記がなされていない場合には、法務局から所有者の情報が来ませんので、町は相続人の調査等を行うため、相続人の特定に多大な時間がかかり、相続登記がされるまでの間において当該土地または家屋を現に所有している者に氏名住所等必要な事項を申告させ、その相続人に固定資産税を課するものでございます。

大変申し訳ございませんが、条例に関する説明資料の3ページにお戻り願いたいと思います。

第2条の改正につきましては、令和元年9月の定例会において可決していただいた町税条例の一部を改正する条例の施行期日前の改正であるため、松島町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例になるところでございます。改正内容につきましては、第1条につきましては、第36条の3の3の見出し、また第2条につきましては、第24条第1項第2号中の条文改正を削除するものでございます。そのほかの改正につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

手短かに質問させていただきますが、まず今回の改正提案であります、町民税における非課税措置の見直し及び所有者不明土地等に係る固定資産税への対応についてであります、私が

質問したいところは第54条、いわゆる条例に関する説明資料の1ページの下段のほうにあります。固定資産税の54条の5項に係る部分であります。まず最初に課される者は、所有者となるのかということ、あくまで使用者であって、あるいは占有権者であって、このことが町がそういった動きをすることによって、第三者への対抗措置になり得るのかということを確認させていただきます。その辺の確認ですけれども。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 赤間議員がおっしゃるようにこれまで所有者不明ということで課税できないのが使用者ということで、使用者と協議とかそちらは必要ですけれども、そちらで使用者がいれば使用者のほうに課税できるということになるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 2つ目として、その場合に固定資産でありますから、固定資産には境界等土地の所在、面積等含めて境界が確定しておればということではありますが、これまで昭和四十二、三年頃ですか、松島町は地積測量等を行って、一筆調査等を行い、境界確定されたところではありますが、そういったことが土地の所有者から境界不確定のためにそういった財産をあくまで使用者として今日まで耕したり云々するという形しか取れなかったんですよと、それでおかつその財産が第三者対抗要件として、本来の地主さんから申し出られた場合に、善意の所有者としてずっと20年以上も使っているから、自分の自己所有地として主張したいが、そこに係争ごとが発生したために受けられないというケースなどがあるわけでありまして、その場合に町が積極的にその当該財産の境界確定に乗り込むという考え方はあるんでしょうか。その辺をちょっと確認しておきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 境界確定で積極的というお話ですけれども、あくまでもそうなるべくとその土地だけではなくて様々なことが考えられるかと思えます。ただ民民の話になるのか、官民の話になるのかということ、いろいろなケースがございますので、そこは官と民の話であれば町のほうでも協議ということになりますけれども、民民の境界確定というふうになると、町のほうでも入れないということもございますので、それは積極的に入る入らないということではちょっとお答えできないということでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今質問差し上げたのは、あくまでいわゆる町が町道等として必要な箇所

だということで用地買収等をしたはずであって、そのことによって境界が移転されなければいけなかったところが移動してしまったところとか、長年ずっと放置されてしまったケースという形で前提として申し上げておきたいと思うんですが、そういったケースがある場合に、あくまでその境界確定するまではそういった所有権の確認というか使用者のいわゆる課税台帳への登載というんですか、そういうのはしないという形なんですかね。その辺ちょっと確認しておきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） これは課税の話になりますけれども、こちら登記簿上の地積で町は課税しておりますので、境界になってくると先ほど申し上げたように、ケース・バイ・ケースでしかちょっとならないのかなと判断、そのときの用地買収の道路の関係なのか、土地の圃場整備の関係なのか、その時々に対応というところで判断は変わってくると思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今お話申し上げたケースはすこぶる特異なケースで、経過措置等も、あるいは父の代、親の代にその事件がある程度収束されていて、町からの現地調査、あるいは財産の調査ということで、何年かに一度土地、建物等の調査で出向いてもらえばそういったことも解消されるのかなということで、それはもう今現在はあまりされていないようですね、町のほうではね。税務調査上で財産の確認というのは。そういったところは5年に一遍とかそういうサイクルでは町はやっているんですかね。調査は。財産の確認ということでは。要するに無所有の不動産となり得るような形の土地を定期的にそういうことにならないようにということで、現地調査等はやっているんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 全てというわけではないですが、課税するときには固定資産、3年に一度の評価替えでございますので、そのときの現状、土地の用途とか建物とかということは滅失とかあれば確認はしていますけれども、どのような形で土地の移動とか境界というのはちょっとわかりかねるんですが、全て町ということではなくて、あくまでも個人の財産であれば個人での管理上の問題もありますので、そちらは全てをやっているという質問であれば、全てはやっておりません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 使用者や占有者からそういったことが町に対して申し出があれば立会い

を求められて町は応じて対応するという事で理解していいですか。その辺は。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 所有者不明で使用者がもし立会い希望となれば、その隣接で町がその土地に隣接していれば町は立会いますけれども、民民であればちょっと町でも入れない部分がございますので、そこは民民での協議ということになります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） どちらが先かの話、論議には、あまり思わしくないのでしたくはないんですが、財産の特定という箇所づげができない以上は課税もできないのではないかなと思うからですけれども、今民民と、いわゆる民事不介入の原則的なお話でされていると思いますが、一定の経過をもってそこに存在する土地があって、自分の土地だと代々言われて耕してきたけれども、境界が不確定のためにその部分の財産が特定できないとするならば、課税台帳への登録もこれはままならないのではないかなと理解しているわけですが、じゃあわかりました、その辺はそういう意味で町の姿勢はあるんだよということでも理解していいですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） あくまで課税ですと、先ほど申し上げたように法務局が登記簿とかそちらの地籍図になっていますので、本人がもし個人の財産で確定するというのであれば、本人での確定ということになりまして、そこに隣接で公というか公の土地があれば町の立会いと。民民であれば民民ということになるという意味での答弁でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） じゃあこの論議はこれで終わらせていただきますけれども、しからば次の質問でありますけれども、相続放棄地というんですかね、要するに遺産分割協議上不調になって、ずっと長年継続して存在しているような財産をということで、そういった場合に相続人が複数名いた場合に、家長制がなくて子供さん方は、あるいは相続人は全部均等に民法等によって分割協議に応じなければいけないことにはなっていますけれども、どうしても納得いかないとして協議不調に終わるようなケースの場合に、そういった場合にはあくまでその複数人の中のどなたかに課税対象として課税するわけですかね。その辺の取り扱いをちょっと確認しておきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 多分74条になるのかなと思うんですけれども、相続登記されるまでの間に代表者を申告、町のほうにさせていただくと。その方がいわゆる固定資産税のみなしとい

うか、ちょっとあれなんですけれども、そちらのほうに課税をするというふうになるところで
ございます。その後相続登記がなされなかったり、相続放棄となると、こちらも今と同じよう
に町のほうでほかに相続者がいないのかということで、また調査ということになります。そこ
で相続者を一定の調査ということで探すというか、調査をしてそちらのほうに決まれば賦課徴
収ということで、今の段階でもちょっとそういうことで相続的に探しても相続放棄とか、それ
が約33名いるということでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今ちょっと数字33名って上がった、そういう対象も町は明らかにそうい
ったところは把握されているんですね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 令和2年度の当初課税で33人ということで、固定資産税の納税通知
書を送っていますので、そちらは令和2年度の当初ですけれども、33名ということでは把握し
ております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 以前に私が前回だったか前々回ですか、そういったことも懸念してとい
うか、心配して親から町に対して農地ではありますが、あらかじめ寄附という形で財産を町に
差し上げたいと。どうしても子供さん方が同じ住居地に住んでおらなくて、遠方に住んでい
ると。県外等で住んでいるということもあり、あるいはなりわい上全然農業に関わりがないこと
で、そういった農地を耕すこともままならないということで、町に申し出られたいというケー
スで、たまたま質問で確認の意味で再度こういったケースが出てくるけれどとお話ししたとこ
ろ、今私が申し上げてきたような内容であったものですから、確認の意味で聞かせていただき
ました。以上です。どうもありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私も54条の5項のほうに関連してお聞きしたいんですが、言ってみれば
所有者がなかなか見つからないといった場合に、この使用している方に固定資産税を賦課しま
すよと。こういうことになるわけですけれども、その際に調査をするということなんですよね。
探索調査をするということなんですが、どの程度の調査を行うのかなと。心配しているのは、
調査不十分なままに使用者に賦課をするということが起きないのかどうか。その辺が心配をさ
れるわけですよ。とりわけ徴税する皆さんは非常に真面目ですから、徴収率をぜひ上げたいと、
こういうことになると、調査が途中で終わってしまったりするということなども心配をするわ

けです。そういう点でどの程度の調査を行った上で課税者を特定していくのかと。その辺の見解だけお聞かせをいただきたいと思ったわけです。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今の現状をまずお話しさせていただきたいと思います。

今所在者不明ということで、ちょっと先ほど申し上げましたが課税できないのが33人ということでございます。それで33人のうちちょっと面積というか、農地とか山林とかといういわゆる用途ですと、農地、山林、こちらが7割8割でございます。それで宅地についても若干あるんですが、宅地が45棟ですけれども、宅地についても現在町で把握しているのはちょっと人が住んでいない空き家になっているということでございます。

それでちょっとこちらも別な話になるかもしれませんが、今本人からのご相談で1件だけは田んぼなんですけれども、使用している方はいらっしゃいます。ただそちらも自分の土地と土地の間の田んぼということで、管理も含めて長年継続で使っていたんですけれども、その名義の変更とかちょっと所有者がいなくなっていると。どのような対応ができないかとかということで、本人もちょっとご心配なされて相談してきている案件がございますので、町としては今1件その方は把握はしていますけれども、先ほど申し上げたようにどうしても所有者が見いだせそうな土地が先ほど申し上げたように農地、山林あと原野とか雑種地ということで、あまり、こんな表現は不適切なんですけれども、所有者不明の土地を使用者が使っているというのがちょっとないのではないかとということで、町のほうでは考えている現状でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そうするとこういう条例ができたんだけれども、実際に現状大きく変わるような課税にはなっていないと、こういうことの意味になるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） こういう条例をつくれますけれども、先ほど申し上げたようにあと一筆調査とかということではかかりますけれども、今野議員おっしゃったようにあまり課税的にはちょっと増えるという見込みは財務課としても持っていないというのが現場でございます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございますか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今質問の中で33名がそういう中に入っていると。この条例ですね、54条ですか。今、今野議員も話ありましたけれども、使っていて答弁の中に自分の所有地が両端に

あって真ん中が所在不明だよというところもあると。そういう中で現に今使っている人に今回適用になりますよということですよ。そういう中で親戚関係も何もない、そういう中でたまたま誰も使っていなかったから昔から。全く他人様がその土地を利用して畑から何から、あと何かやっていたということになれば、その人たちもこれは対象になるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 基本的には2つの考えがあるかと思われま。

Aさんの土地、Bさんの土地とわかっていなければ、そのまま使用している場合は民法上の時効取得ということで20年とかたつと本人の取得になるという民法上の話ですけれども、なるようなそちらの法律と、今回の課税の話であって、あくまでもAさんとかってわかって使用していれば、あとは54条の関係の図のように本人とかと調査して、あと話をして課税がいいかどうかということと、最後に行政不服審査法とかもございまして、そちらでケース・バイ・ケースという表現は不適切かもしれませんが、話をして課税に向けて町としてはお話ということになるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今答弁のように、協議をしながらと、そういう場合ですね。現に使用者がよろしいですよ。そのようにしてくださいとなればこの条例が適用になるということですね。

それから今個人なんですけれども、法人の場合はそういうのはないですか。法人。昔から、昔法人がこうあったんだけど、今その法人がないと。ただそのまま名義になっているという場所は松島にもあるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 法人名義もございまして。ただ法人は松島内ですが、その法人は町外なもので、町外の法人でちょっと倒産したのか、そちらも商業登記とか皆清算してなくて課税できないところも二、三件あるんですけれども、同じようにその法人の所有地を使えば、町としてはこの54条を適用して、その個人の方がもしあればそちらで協議して課税の対象となるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今法人があると。そこは倒産して今は会社がないというようなご答弁がありましたね。そこは今更地になっているのか、原野になっているのか。今現状は誰かが使っている形跡とか、そういうものはあるわけですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変申し訳ございません。ちょっとそこまで一筆調査、どここの何番地までということで、調査していませんので、大変申し訳ございません。使用しているかどうかはわかりかねます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういう法人だということになれば、どのぐらいの面積かちょっとわかりませんが、山林が七、八十%だと。そのほかに宅地もあるよということなので、その辺まず法人ですからね。ちょっと法人ということで広く持っているのかもしれないので、その辺をちゃんと調べて価値があれば、やっぱり何か有効利用とか、そういうものも考えながら利用すればいいのではないかと。法人がもう潰れてしまったらしょうがないんですけども、その辺の最終的な対応は町はどうなるわけですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 最終的な対応ということになりますけれども、これまでも一定の調査とか相続人の調査ということでやっていたんですけども、今の現在で33名の方がこういうことになっているということで、今回条例制定したからではないんですけども、引き続き毎年相続人といっても子、孫とかあと三親等とか四親等とかということでいろいろありますので、引き続き町としては相続人の確定とか認定に向けて努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） ちょっとお聞きしたいんですけども、都市計画上建築基準法によって4メートルの道路がないと家を建てられないと。それで中心線から2メートル後退ということで、セットバックをしたと。そこに使用者がそこを町のほうに町道にはまだ4メートルにはならない、ただし家を建てるのにはセットバックをしなければならない。そこに残った残地等についての使用者というのは、どのような対応して課税をしているんでしょうか。これはもし町の物に、町道になればこれはきちんと町の税金かからないでしようけれども、現在そういう土地はどうなっているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 建築基準法で今4メートルの道路でないとまず建築ができないということで、道路が2メートルであれば両面であれば1メートル、1メートルバックということで、あくまでもそちらは建築基準法で下がらざるを得ないということになりますので、その建

て主の方が町のほうに下がったよということであれば、申請していただければその部分は免除
というか減免というか、そちらになると。ただしそこを分筆して今度町のほうに寄附というこ
とで道路用地となると、そちらのほうでの扱いということで、本人の面積が減りますので、そ
ちらについては個々の判断ということになるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） すると実質町内にはそういうまだ登記されていない、町のほうに譲渡さ
れていない土地というのは、そういう税金の課税というのはもし申告もしていない、そのまま
なっているという場合は、どのように整理されているんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） その分に関しては町で全てAさん、Bさんということでちょっと把
握できかねますので、今のところ課税されていると思われましてということの答弁しかできな
いんです。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうすると都市計画上そこが都市計画として4メートルの道路にすると。
ただしまだそれが途中の建築があって、従来の家があったところはまだセットバックしていな
いと。それで4メートルの町道にはなっていないということになれば、そのときに課税をさ
れていると。個人にまだ課税をされているということでありますが、それは申告すればその分
は課税から対象、外れるんですか。それとも対象として今課税をしているんですか。どうなっ
ているんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほども申し上げましたが、建築基準法でセットバックということ
をしたのであれば、その本人の方から町のほうに申告というか、そういうことをしていただ
ければ、その道路部分に面しているというか道路部分で下がった部分は免除というか、それ
はできます。ただ税金だけではなくてやっぱりきちんと下がっていただかないと、建築基準法
のほうで今度火災とかあったとき大変ですから、あくまでも現状とその下がったということで、
税のほうとしては下がれば減免になりますということになります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） その辺についてはもう整理済みなんですか、まだそういうのは残って
いるんですか。実際にそういうふうにセットバックしてそれをまだ個人の物になっていて課税
されているという経緯はどのようになっているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほども申し上げましたけれども、全て税金免除ということには、本人の申告がございしますので、そちらには免除なのかあとは別な方についてはその分を町に寄附という方もいらっしゃいますので、一路線であっても先ほど片山議員おっしゃったように、まだ下がっていない人がいると。下がっている人もいます。別なところであればそういうところについては町のほうに道路用地として寄附している方もいらっしゃるということで、現在のところ、私としては3通りになっているということで、全てその線引きで下がっている人が減免になっているのかということは、全部同様に減免にはなっていないということでございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） もう一度確認させていただきます。申告すれば、じゃあそれは町としては課税から外れるということでよろしいんですか。その費用等についての登記するときの費用等については、どういうふうになるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 登記はまた別ですけれども、登記は個人がやるかどうかということで、建築確認申請書に何メートルバックとかということで、図面が出ていますので、そちらからあと現地確認等も必要ですけれども、道路に対して何メートル下がって縦掛ける横ではないですけれども、幾らの面積ということになりますので、そちら線を入れる方もいらっしゃるかもしれませんが、特に線を入れなくてもその現状とわかれば町としては申告していただければ減免というか免除等の対象にはなると。ただ先ほども同じ話になりますけれども、現地もそのような形にやっぱりしていただかないと、課税の公平性がちょっと損なわれるということでございますので、減免イコール現地もそのような形ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第35号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画税条例の一部改正について）

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第36号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、地方税法の改正に伴う条項等の改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第36号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第37号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことにより、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、基礎課税額に係る限度額を63万円に、介護納付金課税額に係る限度額を17万円に改めるものであります。さらに5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を5割軽減は28万5,000円に、2割軽減は52万円に改めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、条例に関する説明にて説明させていただきます。

条例の概要でございますが、地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、同年4月1日から施行されることにより、改正するものであります。

内容についてでございます。第2条第2項では基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円に改正するものであります。第2条第4項では介護納付金課税額に係る限度額を16万円から17万円に改正するものであります。なお、課税の仕組みの一つとなっております後期高齢者支援金と課税額につきましては、変更ございません。第23条第2号では、5割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の算定において、基礎控除額33万円に加える被保険者数に乗じる額を28万円から28万5,000円に改め、続いて同条第3号では、2割軽減世帯の算定において同様に51万円から52万円に改正するものであります。

お手数をかけますが、次ページのA4横向きの資料をご覧ください。

資料左下の①課税限度額超過世帯になります。令和2年1月末現在での影響額等となりますが、改正する基礎課税額において超過世帯は4世帯で、改正前と比較し、世帯の増減は変わりませんが、課税につきましては8万円増の影響額を見込んでおります。

後期高齢者支援金等課税においては、課税限度額の改正はございませんが、12世帯が超過と

なっております。介護納付金課税額において超過世帯は3世帯です。世帯の増減は改正前と比較し、6世帯減少し、今回3世帯となっております。課税額については5万5,333円増の影響額を見込んでおり、課税限度額の引き上げに伴う影響額は合計で13万5,333円を見込んでおります。

続きまして右隣、②軽減該当世帯数をご覧願います。

同様に令和2年1月末現在影響額等になりますが、5割軽減世帯につきましては、5世帯となり、軽減額は16万3,650円を見込んでおります。2割軽減世帯は2世帯となり、軽減額は4万8,760円を見込み、合計で21万2,410円の軽減見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

国保税の限度額の引き上げと、それから低所得者の税額の軽減判定の見直しということでの条例改正になっておりますが、まずこの限度額についてなんです、とにかく毎年毎年この限度額が引き上がってきているという状況があるのかなと思っております。今から10年前、平成22年度ですと基礎課税分、いわゆる医療分で限度額が50万円、後期高齢者分で13万円、介護納付金分で10万円合わせて73万円です。今回提案されているのは基礎課税分で63万円、後期高齢者支援分で19万円、介護納付金分で17万円、合わせて99万円ということで、全体10年前と比較して26万円、36%でしょうか、37%でしょうか、それぐらいこの引き上がっているのかなと思います。残念ながらこの間、それでは景気はどうだったんだろうかと、所得の伸びはどうだったんだろうかということ考えたときに、こんな三十何%も伸びたなどという人はほとんど多分いないだろうと。むしろ年金にしろ賃金にしろ、実質的には減ってきているよというのが実態でありますから、そういう中においてこうした限度額の引き上げというのは、大変無理があるのではないかと、こういうふうを感じるわけなんです、その辺についてどのような所見を持っておられるかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 10年前と比べると確かに26万円も税額として増えているという実態でございます。課税限度額の引き上げにつきましては、やはりこの所得階層でいえば高所得者と言われている方について、いわゆる担税力があるだろうということで引き上げがなされてきたと思っております。引き上げとともに消費物価の動向と合わせて軽減世帯のほうも同時に今回

合わせて改正をしてみました。

この課税限度額の引き上げにつきましては、どうしても被保険者数も5年前と比べると950人ぐらい減っております。ただしそれに比例して保険給付費も下がっていますが、一人当たりの保険給付費は5年前と比べると約6万円増えています。そういったしわ寄せが中所得者、低所得者にかないように、いわゆるそちら側の方に負担を応じようということで、その紐とじで今回も国の改正と合わせて松島のほうも改正させていただいたところになっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 確かにおっしゃられるような状況が保険の運用状況にはあるかと思うんですが、たしか国保の会計というのは18億から19億ぐらいの予算になっているかと思うんですが、そうした予算の中で限度額、今回は3万円ですか、全体で3万円引き上げて、収入増で13万5,000円あまりだと、こういうことですから、引き上げても引き上げても言ってみれば焼け石に水というような状況が一方ではあるのかなと思うんですね。ですから国保の運営自体にどれだけ寄与しているのかということになると、所得の多い方だとは言いつつも、国保加入者ですからそれほど多い皆さんでないことは確かだと思うんですよ。そういう方々にこういう限度額の引き上げも求めていくこと自体が私は問題なのではないかなと思っているわけですが、その次の、今日は短くやれということなので、低所得者の軽減判定も同じことだと思うんですよ。5割2割の軽減判定については、これは手をつけてそれぞれ5,000円、1万円の拡大をしているわけですが、じゃあ一番所得の少ない世帯、あるいはない世帯ですよ。ここのところには手をつけていないわけですよ。これなぜつけないんでしょうか。その辺についてどうお考えですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 確かに一番最下層のほうにつきましては、変わらないような状況になっております。一番最下層のほうになりますと、いわゆるその税率の中でいう応益の部分で課税されている状況になっているかと思えます。そうした応益部分に関しましては、3年に1回見直すような、国保税の税率見直しの際にしっかりとそのときの今の現状を踏まえながら、低所得者にも行き渡るような税率改正を見直していきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ見直しをしていただければと思いますけれども、特に今お話にあったように応益割の部分ですよ、平等割と均等割のところであるわけですね。とりわけ均等割

は世帯の人数に関わってくるわけでしょう。松島町の均等割の合計はたしか4万700円ですか、という金額ですから、1人増えただけで4万円以上増えるわけですよ。これが3人4人となれば、さらに重くなっていくということで、極めてこういう低所得者にとっては重いこの均等割の税額にもなってくるんだと思うんです。ですから本気でこのところを見直していかないと駄目だと思うんです。ですからたしか何年前ですかね、四、五年前ですかね。全国知事会等などでもこの均等割をやっぴり廃止すべきじゃないかと、こういう動きもあったかと記憶しているわけなので、ぜひ課長のほうからも答弁ありましたように、この均等割の少なくとも見直しを行って、この低所得者の軽減を行っていただきたいと思うんですが、この辺は課長よりは町長がどういう判断をするのかということもあると思うので、町長、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 3年に一度の見直しの時期に来ていますので、そのご意見を参考にしてまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか課長と町長との間では少し溝が深いかと、そんな感じもしないわけではありますが、ぜひこれはやっぴり国保への国の財政支援を拡大しないと、なかなか難しいのかなと、これは全国の県知事さんも市長会も町村議長会も国のほうに1兆円の公費投入をしてくれと、こういうことは求めているわけで、こういった1兆円の公費投入が行われれば、相当軽減が私は進むんだろうと思うんですよ。町長、その辺本気で公費投入を考えてほしいなと、こう思うんですが、最後にそこだけお聞きをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議論がかみ合わないかと思えますけれども、先週国保連合会でちょっと余談話をして、決裁があったものですから寄ってきましたけれども、今国保連合会はコロナウイルスの関係で各県内の病院が大変な部分に来ているんだと。診療報酬がままならないということで、経営を相当数圧迫している状況下にあると。そういった中で連合会とすれば、大体宮城県で月300億円とか、その1割ぐらいいは投入しないと、例えばセーフティーネットのように貸してくださいと言ったらすぐにもう内容を確認はするものの、書類は出してもらうものの、すぐにそういったものでお金を出す方向でこれから動くという内容でありますので、今こういうコロナウイルスの関係が今後どのように国保で影響していくのか、この収束を見ながらやっぴり検討する時期に来ているのかなとは思っております。そういったことを踏まえて、総体的

に国保に関わる方々全てにかかっていくと思いますので、町の見直しも当然出てまいりますから、今後そういったところでいろいろご意見を賜りながら検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

反対の立場から討論させていただきたいと思います。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布をされたということで説明がありました。その内容につきましては、法定減免となる7割、5割、2割の減免のうち、今回は5割、2割の均等割と平等割の減額の対象範囲を拡大すると、こういうものがあります。対象世帯の軽減判定所得の算定におきましては、5割で5,000円、2割で1万円を引き上げて、被保険者数を乗じる、掛けていくこととなります。

本町における軽減対象の拡大については、5割軽減分で5世帯、2割軽減分で2世帯のみの見込みでありまして、軽減効果は21万2,410円程度となっております。確かに前進と言えば前進かもしれないということになりますけれども、恩恵が想定される軽減世帯数は全体で7世帯、全軽減世帯数1,176世帯のうちのこの0.6%に満たないという状況であります。特に所得がない、あるいは極めて低い7割軽減対象については、軽減措置が今回も、前回もなんですが、今回も取られておりません。また本町における国保税の均等割、いわゆる人头割は医療費分で2万2,700円、後期高齢者支援分で8,400円、介護納付金分で9,600円で、合わせて4万700円となりますが、所得がない世帯にも課税される、均等割は廃止が求められており、その実現へ国に財政支援を強く求めていくべきであると思います。

また、今回の改正のもう1つの内容は、賦課限度額を医療保険分において61万円から63万円に、後期高齢者支援分では変化がありませんが、介護納付金分では16万円から17万円にと、それぞれ2万円、1万円と合わせて3万円を引き上げるという内容であります。これによって税収は13万5,333円増えることとなりますが、限度額を超える加入者でも必ずしも暮らしに余裕がある人ばかりではないと、このように思っております。10年前の平成22年の限度額は73万円、今回提案されている限度額は99万円ですから、この10年間で26万円の負担増、率にして36%増であります。毎年平均2万6,000円の引き上げがされてきたこととなります。消費税増税で景

気は落ち込んだままであり、実質賃金も年金も減ると。新型コロナウイルス感染症でさらに景気の回復は望むことすらできないのが今の状況ではないでしょうか。こうした状況の下で限度額の引き上げは行うべきではないと考えるものであります。

また、脆弱な国保の構造的な問題を簡単に加入者の保険料や限度額の引き上げとして落ち着けるのではなく、国庫負担率を大幅に引き上げる、大幅な公費投入を行って加入者の負担軽減を行い、他の医療保険との公平を図るのが筋だということを申し上げて、反対の討論といたします。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今回は国の判定の限度額の見直しなんですけれども、先ほどもお話がありました。被保険者の減少に備え保険給付額の増額もあるわけですが、これからの国保の安定運営のためには、この見直しも図られるべきだと思っております。また均等割につきましては、3年に一度の見直しが行われるということで、そこもしっかりと町のほうで検討されることを期待いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数であります。よって、議案第37号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

ここで換気関係で休憩に入りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第6 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松島町
町一般会計補正予算（第1号）について）

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第38号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第38号令和2年度松島町一般会計補正予算につきまして、令和2年5月1日付で専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う令和2年度補正予算が4月30日に成立したことにより、迅速かつ的確に家計への支援を行うための特別定額給付金事業と新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金事業に必要な予算について、政府方針及び現下の社会環境を踏まえ、できる限り早期に給付を行う必要があることから専決処分したものであります。

なお詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、2款1項20目特別定額給付金事業につきまして説明いたします。主要事業説明資料ナンバー1、補正予算事項別明細書につきましては、歳出4ページ、歳入が3ページになります。主要事業説明資料にて説明させていただきます。

事業につきましては、事業の目的にありますとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うもので、事業費全額を国の特別定額給付金給付事業費及び給付事務費の補助金を財源として実施するものであり、事業費は13億9,113万5,000円となります。

事業概要になります。給付対象者は令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方1万3,812人、5,649世帯。給付額につきましては1人10万円となります。受給権者、申請方法、給付方法は記載のとおりであり、当町における申請期限は令和2年8月14日となっております。

主な補正内容についてですが、給付金給付のための補助金13億8,120万円を計上しており、そのほか職員の時間外勤務手当、会計年度任用職員に要する経費、郵送料、給付金振込手数料としての役務費、システム改修等の委託料など給付金事業の事務費として993万5,000円を計上しております。

当町におきましては5月1日よりオンライン申請の受付を開始し、5月11日には各世帯へ郵送による申請書を配布し、現在事務を進めております。5月24日までの申請状況についてです

が合計で4,776件でございまして、対象総件数に対しまして84.5%の方が申請済みとなっております。また5月22日までに振込が完了した件数は122件、3,240万円となっております。また、昨日5月24日までに6月1日までに振込をすべき手続が一応完了してございまして、6月の第1週に振込がなされる予定です。5月22日までに振り込まれたものも含めまして、6月1日までに振込手続が完了する総件数としては、3,548件、9億8,070万円分で、5,649件の総数に対して約62%の手続が完了する予定となっております。

説明につきましては以上です。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 続きまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業について、お手数ですが主要事業説明資料に基づき、ご説明させていただきます。

本事業につきましては、令和2年4月20日閣議決定され、4月30日に国補正予算が成立しました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当の本則給付を受給する世帯、0歳から中学生のいる世帯に対し、対象児童1人につき1万円の臨時特別の給付金を給付する事業となっております。なお、本事業にかかります事業費は、給付金を含め補助率10分の10の国庫補助金を財源として実施するものであります。

事業概要になります。支給対象者は令和2年4月分の児童手当の本則給付の受給者であります。対象児童は平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童となり、そうしますと現在の高校1年生も対象となります。給付金額は対象児童1人につき1万円です。給付方法につきましては、町から支給対象者へ給付金案内のチラシと受給拒否の届出書を送付し、受給の意思確認を実施の上、児童手当登録銀行口座へ振込をいたします。なお、公務員につきましては、所属長が支給対象であると証明した上で、本人が居住市町村へ申請し、登録口座への振込となります。対象者は児童手当の本則給付分が1,175人、公務員分が225人として、計1,400人分を予算に計上しております。

主な補正予算の内容につきましては、主要事業説明資料のとおりでございます。なお、本事業につきましては、従来の児童手当の給付方法とは異なり、1万円の給付が速やかに行えるよう、受給拒否の意思確認を実施することが必要となっております。拒否の意思確認を受けるのみとし、その後拒否しない方々には申請なしで給付に至るよう進めるものであります。この意思確認につきましては、民法上の贈与契約を成立させる行為として行うものであり、成立させるための期間とし、2週間を期限とし意思確認を行い、6月15日に特別給付金が給付できるよ

う実施するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 3番緑山でございます。

おかげさまで5月27日振込という通知をいただきました。大変ありがたいと思います。

この補正予算の専決処分につきましては、先般の5月8日の議員懇談会で町長から説明がありましたけれども、改めてその経緯についてお聞きをしたいと思います。町長の説明では、国の補正予算が4月30日に決定したのと、それを待って即5月1日に専決をし、一日も早く町民に給付をしたいということでありましたけれども、今回のコロナウイルス問題、国難とも言われています。大変な経済的、社会的、文化的、医療福祉、教育等に甚大な困難が生じておるわけですが、町長は3月31日に町内の観光関係業者と懇談されたということでもありますけれども、町長初め課長さん方、職員の皆様、対策会議を何十回も開催して対応に当たってこられたということで、それに対しては敬意を表するわけなんですけれども、町長も昨年圧倒的な支持を受けて町民の負託を受けて町長として重大な責任を持ってこの対応に当たられてこられたと思うわけなんです、私どもも議会議員として町民の負託を受けてこのコロナ問題に対していろいろな問い合わせや質問や相談を2か月ぐらい以前からずっと受けておるわけなんですけれども、情報収集もしておりますし集積もしておりますし、議会としても何らかの行動をする必要があるのではないかなと常々思っておったんですけれども、この非常事態宣言が出たのが4月7日ですか、全国的に出たのが4月16日だったと思うんですが、それから50日ぐらいになるでしょうかね。町長としては議会との意見交換、協議等々について、そういう話合いの場を持つとする意思は全くなかったのでしょうか。4月27日ですか、町長、議長、副議長と協議をしたという話は聞いているんですけれども、それ以外は全く議会との話合いも協議も意見交換もなかったのではないかなと思うんですけれども、東日本大震災、大橋町長でしたけれども、当時。当時町長が議長でその対策に議会を代表して積極的に関わりを持たれたという、それは記憶に新しいところでもありますけれども、議会に対して町長はどのようなスタンスでどういう思いでどういう考えでおられたのか。幸い感染者はありませんでしたけれども、町内の被害状況等々について議会に対して報告があつてしかるべきではなかったのかなという気がしております。4月14日に総務経済常任委員会を開催したんですけれども、その際忙しいところ、ぎりぎり15分ぐらい出席していただきまして、3月31日の観光関係業者、七十七銀行も含めて、

そういう懇談を持った。そのときの被害状況について議長としてご報告もいただくということになっておったんですが、それすら今いただいていないと。それで今日の議会についても先般の議会運営委員会で町内の被害状況についてご報告をいただくようにとお願いしてあったはずなんですが、それすらも出ておらないと。執行部と議会は地方自治体において車の両輪、飛行機の両翼と言われています。完全な片肺飛行をしてきたのか。議会軽視、議会無視ではなかったのかという思いをしているんですが、この補正予算の内容には直接的には関係ないかもしれませんが、このコロナウイルス感染の事態について、町長の考え、スタンスについてお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず先般の、今のお話の中で、東日本大震災のお話もありましたけれども、今回のコロナウイルス感染症については、東日本大震災とは違うものと思っております。それは議員も議会の方々もご承知なのではないかな。自然災害はある日突然やってきて何日間かかかって収束をして、その今度は終止に向かって町は進めていって、動いてきているのが今までの自然災害であります。

今回のコロナウイルスに関しては、感染症に関しましては、そういったものとは内容が異なるということであります。ですから3月定例議会中にもコロナウイルスに関しては、中国を初めいろいろところで各国がそういう感染者が出ているという報道は我々も聞いておりましたし、またそういうことも、日本にも来ているというのが3月の実態だったと思います。ですから学校も3月2日から休業に入ったということだったのではないかなと。それでコロナウイルスに関しては、日々日々毎日状況が変わってきている。特に4月に入ってから、国のほうの姿勢を我々が注視しなくてはならない。今までの自然災害と違って、コロナ感染症ほど国と地方、国と県、このやり取りを今まで注視してきたことは、そういう災害はなかったのではないかなと思っております。国で内閣で補正予算の内容等々を、外出自粛の影響もあったかもしれませんが、マスコミ等、テレビ等を通じていろいろな方々がいろいろな情報を得ていたと。そういったところで確定してきているのは4月に入ってきてからだと。4月に入ってきて、我々は県の町村会で知事から市町村長会議をウェブでやろうということでありまして、これまで2回会議を開いております。国の方針を受けて宮城県はこのようにやっていきたいということでありました。

ですからこの後出てきますけれども、協力金の20万円プラス町負担10万円での協力金などもそのような中で出てきているわけでありまして、別に議会を軽視しているとか、そういうこと

ではなくて国のほうを注視しながらこれまで進めてきたという内容であります。ですからたった1回だったかもしれませんが、コロナの会議にも対策会議にも議長にも出席していただいたこともありますし、そういったことでは別に隠していたとかそういうことではなくて、これを進めるが上にどのようにしてきたらいいのかというのが最上の方策ということで、いろいろな意見に取り組んでまいったと。

各種団体、特に外出自粛等が始まってからは、松島の観光は物すごく今までに経験したことのないような状況になり、特に4月26日以降5月6日までは松島で今まで経験したことのない観光地にお客さんがいないと。これは本当は言うては駄目なのかもしれないけれども、安心するとか、何か変な状況になってきていると。これを今度開催、立ち上げるにはどうしたらいいのかということで、いろいろなそういう各種団体の方々のご意見を聞いて、そのご意見を聞いた中から町としてどういったところに予算をつけ、立ち上げてやっていくかということの運びだったと思います。まず外出自粛の中で議員さん方も自宅からなかなか出られない、それから国会議員の方々も4月からは東京にずっとおられる状況で、東京から出るなどという指示が出ているようでありましたので、代議士等に聞くとこういう状況だというお話も聞いております。今二次補正の概要も大体早く教えてくれということで、そういう国会の先生方にはお願いはしておりますけれども、そういったものから何か一番先に情報をキャッチして町民の方々に投げかけるかというのが、今私の一番最大の行動なんだと思っております。

議員がそういうふうに使われたということであれば、説明が足りなかったかもしれませんが、4月14日の委員会に関しましても、事前にやればあれなんですけれども、今上でやっているからちょっと来てくれないかというお話等で、大変短い時間でしたけれどもお話しさせていただいた機会を設けさせていただきましたが、今後もコロナ収束に向かっていい状況で今推移していくんだらうと思います。国のほうで今日またどういう宣言が出るかわかりませんが、そういった情報をいち早くキャッチして、松島というもののあり方をきちっと把握して前に進めていきたい。このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 一つ私も忘れたんですが、特別定額給付金のこの10万円、低所得者宛ての30万円が10万円に変わったという閣議決定されたのはいつだったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと記憶は定かではありませんけれども、20日ぐらいだったかと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 今町長からいろいろご説明があったんですが、ただいまのお話の大半については今初耳の話がほとんどで、そういうお話を事前に議会にどうしてお話をいただけなかったのかと。議会との協議がなぜできなかったのかと。国からの約14億円のお金があるわけですけれども、それを町で専決してそれで給付すればいいだけの話なのかと。そういうふうに疑ってしまう、今回の町長の対応については。どうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この10万円、各町民1人10万円ということに関しましては、いろいろ国のほうも今議員がお聞きになったように、4月20日過ぎ以降で30万円給付から一律10万円というふうになったということも、我々もテレビを見て知っているわけですね。向こうからメール等で各自治体に流れてきて10万円にしますと、いついつからですというものが来る、そういったものに対応するが上にはいち早くやらないと駄目だということで、5月1日に専決をさせていただいたということでもあります。別にこれに関してはいち早く町民の方々に10万円をお渡ししたいと。東京のほうは今日あたりから郵送ということもありますけれども、この10万円に関しましても日本全国で取り上げてもらっていて、何か一日も早く財調から金を崩してでもやった自治体もありますけれども、じゃあそれが全ていいのかということであれば、私はそうではないのではないかと考えております。ゴールデンウィーク期間中、職員も出てこの対応に出ておりますので、昨日おととも出て、先ほど総務課長が話を申し上げた数字に積み重なっておりますけれども、県内では決して町とすれば皆様にそんなに遅れているわけではないのかなということでは思っております。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 今お金の問題は理解したつもりなんですが、先ほど申し上げましたけれども、経済問題以外に社会的、文化的、医療福祉、教育等々の困難な状況がたくさんあるわけです。これに対して町長として、また町として今後どういう対応を取るつもりでおられるのか。どういう計画をしておられるのか、それをお聞きして終わりにします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 学校の教育のことに関しましては、これは教育長の所管でありますけれども、これらについても町として松島町教育委員会としてどう対応していくかということで、教育長、教育委員会側の方々とは意見交換をさせてもらっていると。特に今日あたりからは子供たちが午前中3時間授業が進められていて、6月1日からは給食を伴った授業に平常に戻す

という内容で今取り組んでもらっているということですので、そういったことに関しましては、また教育長からお聞きいただければと思います。

ただ学校問題以外に今商工会とか、それから観光協会、温泉組合、旅館組合、それから中央商店街、様々な方々とこれまで何度も意見交換をしてきておりますので、これからの立ち上げについてやっぱり町は皆様方の先導に、引っ張っていけるように対応するのが私たちの役目と自負しております。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 一つ、被害状況調査に関してはどうなっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 逆に聞きたいんですが、コロナウイルスの被害状況って議員は何をもって言っているのかちょっとお聞きしたい。今そこはよくわかりません。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 例えば観光業に関しての入り込み数の減少とか、売上げの減少とか、それから医療事業所で発生している問題とか、体の不自由な方々の施設で生じている問題とか、学校現場で生じている問題とか、そういう調査というのはしておられないのでしょうか。町としては。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 例えば観光でいえば入り込み数とか、それから宿泊者数とか、月々の入り込み数とか、そういった内容については全て把握、4月分まではしております。その金額ではじいてどうのこうのということはありませんけれども、実際問題1桁台の数字で動いていますので、それを収入で支出でというと、町は前議員の皆様方に4月13日か14日にお話したときは七、八億はいつ終わるのかかわからない中ではちょっとつかめない。ただこういった数字をもって今町の実態はこうであるよということは、県のほうにもご報告申し上げておりますので、町としての宮城県の松島町の観光については県のほうでも把握してもらっていると。ただこれがどのように状況が続いていくか、これにかかってくると思いますので、5月に関しましては収入がない中で進んできていらっしゃるでしょうし、この間も温泉組合、旅館組合、各種団体からの要望の中でそういったことは聞いておりますので、お客さんがいない中で収入があるわけではないということになりますので、経費がかかっていると、そういったことだけは聞いております。ですからこういったことを我々のほうからも自治体から

も県のほうに追って申し上げ、また国のほうにも追って申し上げて、その辺に対する手厚い助成等を今後お願いしていくことになるのかなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 町長から教育について触れられましたので、私のほうからも若干教育についてお話しさせていただきます。

3月2日に全国一斉の臨時休校が要請されました。それに伴って本町でも対応策を練ってきたところがございます。町でやっています新型コロナウイルス感染症対策会議が三十数回いろいろなお話し合いを繰り返しながらやってきたところがございます。そのおかげと言ったら何ですけれども、松島町はコロナウイルスも発生しなかったし、その流れに沿ってやってきたおかげで卒業式もできました、それから離任式もできました。それから入学式、始業式もできましたので、町としては順調に行っているのではないかなと思っております。

それで今保護者、生徒、それから受験を控えている子供たちの一番心配なことは未履修に関してのことだと思っております。先日校長会を行いました。それから保護者の意見も聞いた上での校長会を行い、ストレートにお話しさせていただきますと、夏休みが一体何日間必要かという話になりました。3月は大体学年によっても違うんですが、13日から15日、本来ならば授業をしなければいけなかった日です。4月は14日、5月は14日、計42日間ほどです、約ですね。それを夏休みを8月8日から8月19日までの12日間で、夏休みを削る日数が前と後ろで16日間。それから冬休みにも手をつけないといけないのではないかと思いました。そして校長先生方とお話しさせていただいて、冬休みは前2日間、それから後ろ2日間、4日間授業日にするというので、冬休みについては12月26日から1月5日までの11日間という形で、今日臨時のコロナウイルス対策会議を持っていただいて、ある程度納得していただいた形になります。正式にはフルメンバーでやるコロナウイルス対策会議は木曜日にありますので、そこにさらに提案していきたいなと思っております。

一番その休みを削るに当たって配慮した点が、まずは進級を控える小学校6年生、それから受験を控える中学校3年生、それから個人の差が極めて大きい1年生、字が読めない子と読める子では全然違いますので、そういうお子さんに対して十分な配慮ができるような時数を取りました。その結果がこういう夏休み、冬休みの短縮になります。

それから学校と、学習とスポーツのバランスを取るよということ、校長先生方にも考えてもらいました。中学校3年生は一生懸命練習したのに試合一つしないで引退という形になります。それをなんとか私たち大人というか、教育委員会初めいろいろな方々と相談しながら、

コロナウイルスに再びかからないようにしながら何とか子供たちの思いを伝えてあげたいなど、願いを達成してあげたいなど思っているところです。それだけいろいろ考えましたので、ただ単に行事を、大きな行事をすばすば切るのではなくて、懇談会でもお話ししましたけれども、保護者や先生方のご意見をいただきながら、中止でなくて延期、延期でなくても規模を縮小してみたいな形で少しずつやっていけるような形を考えて今後もいきたいなと思います。

ただ相手はコロナウイルスですので、今の私、コロナウイルス対策委員会で考えていたとおりにいくかどうかはわかりません。例えばまたコロナウイルスが発生した、松島で発生した、2市3町で発生したということになると、若干またこれは考え方が違ってきます。このことについては常にホームページ、あるいは学校だより等で保護者に伝わっていると思っておりますので、議員さん方も各学校のホームページ、それから教育委員会のホームページをご覧になっていただければわかると思います。また、幼稚園についても休みの間いろいろなことを工夫しながら学校だより、ホームページで載せていますので、見ていただくと本当に身内の私が言うのもおかしいですけども、心温まるホームページが発信されているのではないかなと思っておりますので、どうぞ引き続きコロナウイルス対策について対応していきますので、ご理解とご支援をお願いします。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） いいですか。他に質疑ございますか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

専決ではありますけれども、両事業ともそれぞれ子育て支援並びに町民1人1人に対する対応ということで評価をするものです。また今町長からも話ありましたとおり、定額給付金については職員の皆さんが休みを返上して動いてくださっている、これに対しても敬意を表するものであります。

先ほど総務課長の答弁の中で、定額給付金の話がありましたが、直近のその申請済みの割合と、先ほど給付の状況をお話しいただきました。せっかくそういう情報なので、結構私も町民の皆さんからいつなんだべやという声も聞かれますので、ネットで見たらたしか岩沼辺りでもその私が今2つ申し上げた内容をホームページにアップしていますので、その辺の考えがないかどうかお聞きをします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 形態は別として、公表することでちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 今先ほど緑山議員からも答弁ありましたが、私はもう通知が来たみたいな話がありましたよね。そういう話も控室で皆さんから私、先ほど情報が入ったので、1人1人に対するそういう個別の郵送はやっているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 結果から申し上げますと、申請は今言ったように大体85%弱です。その方に今処理をして電算に全部整理をし、銀行とかなんかの調整をして、今振込可能な方、さっき6月1日現在では三千何ぼと、この人たちについては事前に26日に入ります、28日に入ります、振り込まれますということで、銀行も月末なので忙しいところはありますけれども、そういう時間をみていただきながら各個人には振込予定日かな、個人個人には通知が入っているかと思しますので、各個人個人に。その辺は参考にさせていただければと思います。申し訳ないです、世帯主ですね。すみません。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今回のこの10万円、本当に大事なお金で本当に住民は助かっているんだろうと、そのように思っております。しかしながらこれが申請締切りが8月14日ということになるわけでありますが、これについて町としては今かなりの実績が84.5%ですか、それくらいの金額が振り込まれるということでありますが、実際に申請しなかった場合に、申請困難の方もいるだろうし、またこれの最終的に本来であれば100%住民に、世帯の方に交付されるべきだろうと私は思うんですが、万が一8月14日までにそれに達成できなかった場合の事前の追跡調査をして、再度その方にそういうどのような告知、報告をして申請をなささいというような町としての努力はどのようにしていくのかお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず先だっても新型コロナウイルスの各種支援事業の第一版というのを発行していますが、まずは6月の広報時に第二版を発行する際にも、給付金の話は盛り込みますし、またあとは6月の申請状況を見させていただいて、その状況によっては未申請者の方に通知を差し上げることもちょっと考えたいなどは思っておりました。それ以上のことにつきましては、その通知をした後の状況も見ないとちょっとわかりませんが、なるだけ100%いけば当然一番いいわけですので、そういうふうにならめていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） できる限りこれは追跡調査をしていただいて100%になるように努力していただきたいと、そのように思います。ただ手続困難者というのはどのように見えていますか

ね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 特に私どもが当初から懸念していたのは、目の見えない方、その中でも一人暮らしをされている方というのがおまして、そういった方に対しては、常日頃支援を受けているヘルパーさんとかもいるわけなんですけど、私ども総務課のほうから直接電話すると、普段やり取りをしていないということもあって不安がるかなということもありまして、町民福祉課と連携をさせていただいて、そういった方には事前にこういったものが郵送で届きますという連絡をさせていただいた方もおります。今のところは大体家族の方なり、あるいはどういった方法かというのもちょっとわかりませんが、特段今のところは問題になるような事態はちょっと出てはおりません。もしそういった方がおりましたら、私どものほうでできる限りのことは助言はしていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） ぜひ一人暮らしの高齢者の方もいて、なかなか個人情報のあるわけですよね。コピーをしなくてはならないということになれば、通帳のコピーとかなんかそれで不安視をしている家族というか一人暮らしの方も何人か見受けられました。そんなことを含めてこれからの町としてはその個人情報のことも含めて、手厚いやっぱり町としての手助けをするべきだろうと私は思っておりますので、できる限り一人暮らしの方、高齢者の方、そういう方に対しての手助けを全面的にやっていただきますことを望んで終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ちょっと大変給付金事業で職員の皆様も昨日も残業、役場に来ているということで、今ピークだと思うんです。6月になれば若干、今84%ですか、そういう中で、今がピークですから頑張っていたきたいと思います。そういう中で説明資料の1について、ちょっと細かいんですけども、一生懸命やっているのはわかるんですよ。でもそういう中でちょっと質問させていただきたいと思います。

この定額給付金の立ち上げ、給付金の対策室ね、町長。早かったですよね、松島はね。あれから始まったと思うんですけども、この予算書になっているこの説明資料の予算書、いつからいつまでの予算を考えているわけですか。いつからいつまで。何か月。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 5月から12月までを想定して、一応予算のほうは作成しております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 5月から12月までというのは、もう半年以上になるわけで、この予算を組んだということでありませけれどもね。今度第二次補正が来るわけで、どういう内容になるかちょっとわかりませけれどもね。こういう中で、私は8月14日、これは8月14日までですかね。この1のほうは。定額給付金は。そういう中であってそうなればほとんどの事務作業は終わるのではないかな、ほとんどね。もう9割以上の申請とかなんかが、あとは一部今片山議員が言うように追跡ということで、まだ申し込んでいない人と、どうなんですかというような確認作業が入るので、大体5か月か6か月分のこれ予算かなと思って見ていたんですけどもね。そういう中で算定した結果、ちょっと随分少し高額だなと、予算が。12月まで見たらそれはそうでもないということで、今回1の総務課所管で3名の任用職員があると。これは対策室が5名でしたっけ。5名であると。そのうち3名が任用職員だと。これはこのために新しくその任用職員を設けたのか。実は今年の予算の審査で予算書にも書いてはありますが、任用職員は2人なんですよ、総務課は。そのほかに3名プラスになるのか。どのような対応なんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この特別定額給付金については、4月27日にそういう対策室、準備室を立ち上げて、当初5名と私はお答えしたかもしれませんが。だけれども後からもう1人臨時を入れて正が3、臨職3で6名体制、このためだけの臨時職員を国から交付されるということもあって、この中に新たに入っていたという内容であります。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ということで予算に計上されている2人以外にこの3名だということでよろしいんですね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 特別定額給付金のほうで会計年度3人採用していますが、これは特別定額給付金事業のために採用した会計年度任用職員が3名ということであります。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ということになりますと、この2番目の町民福祉課のところも児童手当のほうもそのように別に採用したということでもよろしいんですね。これ見ますと非常に割り算していくと給与が違ふんですよ。児童福祉のほうが高いんですね。同じ金額で、見てください、皆さん。そういう中で残業手当も大体一緒なんですよ。そういうことってどういう計算してや

ったのかなと。これは一般職員も含めてのことなんですけれども、6か月以上の手当100万円、1番総務課所管が100万円、それから職員に対しては88万円、そういう中で、それから児童手当のほうで1人で職員に対してこういうふうになっているということなので、同じなので大体いいかなと思うんですけれども、その辺の算定というのはね。それから今後任用職員の力を借りないとなかなか難しいかなと思うんですけれども、これからやっぱり申請がほとんど今ピークだと思うんですよ。職員の方には申し訳ないんですけれども、やっぱり任用職員の方にはなるべく残業手当とかそういうものを、今はしょうがないですよ。そういうことの頑張ってもらって、職員の方に。それで予算の削減とか、しかし事務作業が遅れて給付が遅れるということはないように、ちょっと厳しいことを言いますけれども、このような取り組みをしなければならぬ。やっぱり財政不足、財政不足といって100%国から来ますよ、お金は。しかしそういう心がけ、そういうことが必要ではないのかなと思いますので、質問したんですね。よろしくどうぞ。どうですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 会計年度任用職員の報酬については、時給としては898円で同じなんですけど、日数とかもちょっと異なるので若干違いが出ているということです。それから今回の場合は、常時勤務を要する私たちの職員、それから管理職の分についても、今回については国のほうで見ていただけるということで、ピークが6月中旬ぐらいまでかなとは思っておりますので、なるだけそれ以降については時間外が発生しないように、同じ課、班の職員の協力を得て事務を遂行していきたいと思っております。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第38号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を1時といたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第7 議案第39号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被
保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第39号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第39号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少する国民健康保険の被保険者に対して、国民健康保険税を減免することについて、必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 条例に関する説明資料をお願いいたします。

条例の概要についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い一定程度収入が減少する国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険税の減免に関する条例を設定するものであります。

第1条は条例制定の趣旨を定めたものとなっており、第2条から第3条については恐れ入ります、条例案の2ページ別表をご覧ください。ページを戻して申し訳ございません。

この別表におきまして第2条の減免の対象者、第3条の減免割合について説明いたします。減免の基準においてでございますが、感染症により主たる生計維持者が亡くなった場合、重篤な傷病を負った世帯については、全部減免となります。同じく減免の基準において、感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見

込まれ、記載の①から③の全てに該当する世帯が対象となります。①は事業収入等が前年の当該収入等の額が10分の3以上であること、②記載の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する所得金額及び国民健康保険健康保険税施行令第27条の2第1項の所得の金額が1,000万円以下であることとしております。なお、地方税法第314条の2第1項は事業収入、不動産収入、山林収入また給与収入からの総所得をいいます。合わせて国民健康保険税施行令第27条の2第1項の所得は、株の取引による収入といいます。③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計額が400万円以下であること、これは減少するだろう所得以外の所得は400万円以下であることを要件としております。

これら3つの要件を踏まえ、事業収入等が前年度と比較し3割以上減少し、所得が1,000万円以下でなおかつ減少した所得以外の所得が400万円以下であることが減免対象者となります。

続いて減免の割合ですが、対象者の保険税額に前年の合計所得金額に応じ、減免割合に当てはめ乗じますと保険税の減免額が算出されます。

恐れ入ります、続いて条例に関する説明資料のほうに戻っていただいてもよろしいでしょうか。

第4条は減免対象の保険税を言います。令和元年度及び令和2年度の保険税が対象となり、期間は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限がある保険税となります。

第5条は減免の申請に係る規定、第6条は減免の適否の決定と通知に係る規定、第7条は規則について定め、附則において条例の施行を公布日からとし、適用を令和2年2月1日以降に納付する国民健康保険税についてとしております。なお、今回減免し、減収となった国保税分は、特別調整交付金にて全額賄われるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと簡単なことで申し訳ないんですけども、第1条で新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の1項に規定する新型コロナウイルス感染症ということで、名称が規定されているわけなんですけど、我々一般的に考えると新型コロナウイルス感染症という、コロナウイルスというのはいっぱいいろいろあるんだと思うんですけど、これはいわゆる今回中国で発生した遺伝子というかな、それを持ったこのコロナウイルスが対象という意味なのか、それ以外の新型のコロナウイルスも今後も含むという意味なのかね。その辺のちょっと解釈を教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今回の新型インフルエンザの特措法に基づく新型コロナウイルス感染症ということで、今回の感染症に特化して今回減免の条例を作っております。以上です。
（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） いいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第39号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険税の減免に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 松島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第40号松島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号松島町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、仕事に従事できなかった被用者に対して、傷病手当金の支給に係る改正を行うものであります。さらに町独自の取り組みとして、個人事業主について新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、仕事に従事できなかった被保険者に対しても傷病手当金を支給するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） すみません、条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり、感染が疑われる者で仕事に従事することができなかった者に対し、傷病手当金を支給する条例となっております。

第7条の2第1項につきましては、対象者及び支給要件となっております。被用者という表現は、給与をいただき働く従業員等を指しております。被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱があり感染が疑われ仕事ができなくなった期間が連続して3日を経過した日、つまり4日目から仕事ができない期間のうち、勤務を予定している日が対象となります。第2項は支給額を定めており、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数の3分の2掛ける日数としております。国保の補正予算におきましては、この給与収入を標準報酬月額等級の最高等級から積算し、日額3万887円の日数に想定される人数を乗じて計上しております。第3項は支給期間とし、最長1年6か月までと定めております。

第7条の3第1項では、有給休暇中の傷病手当金について定めるものであります。有給休暇中は原則給与が支払われることから、支払われた給料が前条の第2項の支給額より少ない場合は、差額分を支給することとしております。第2項はほかの健康保険等での支給があるときは重複して支給しないとしております。現在、国保加入者で社保を離脱した経緯があり、社保加入時に支給を受けている場合は、対象外とすることを想定しております。

これまで説明の傷病手当金は、全額特別調整交付金で賄われるものとなっております。

続きまして第7条の4は、個人事業主等に対する傷病手当金の支給について定めたものであります。本事業につきましては、町独自の取り組みとなっております、この経費に対する財源は国民健康保険の財政調整基金から繰り入れるものとなっております。第1項は個人事業主が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であり、被用者の場合と同様の要件としております。第2項は支給額について定めたものであります。個人事業主については、日額6,000円としております。個人事業主は被用者のように給与収入ではないことから、標準報酬月額等級からの積算が対象とできず、個人事業主の平均年収300万円から400万円を基準とし、月收入から日額を求め、積算したものであります。補正予算においては被用者の場合と合わせ、想定される人数を基に計上しております。第3項は支給期間の定めであり、従業員の場合と同様に最長1年6か月までとしております。

附則につきましては、条例の施行日を公布日からとし、適用を令和2年1月1日からと定め

ております。以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） この40号なんですけれども、感染または疑われるということで、幸い今のところ松島町にはこれはおられなかった。まずそれをちょっと確認しますけれども。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） コロナ感染症にかかった方が松島町にいますよということに関しては、県のほうからまず第一報が私に入るようになっております。これは時間帯、休日問わず入るようになっていまして、そこからうちの機関の関係に入っていくというふうになっておりますので、そういうことはございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ございませんでした。疑われる方もいらっしゃらなかったということでもありますね。これは本当に幸いなのでございます。その中で私はこういう条例こそ住民の立場に立って早く専決処分すべきだと思うんですね。こういうものこそ。そしていち早く手当てをして、それでその辺の安心を町民の皆さんに与える、これが行政の本当に大切な部分ではないのかなと思うんですよね。そういう中で今回こういう条例が出てきたというのは幸いなんですけれども、そういう専決ということは考えませんでしたでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 本来であれば本当に一日も早くという、万が一の場合を想定し、こういった条例を準備するのは大切かと思われまます。その中で県の条例整備の期間として、4月いっぱいぐらいを要しまして、なかなかその時期に整わなかったと。その後被用者のほかプラス個人事業主等の議論もちょっとございまして、あと合わせて本当にたまたま発症者がいなかったということも合わせて、今回の臨時会に併せて議案を出させていただきました。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういうふうになるとは思うんですけれども、やはりこういう本当に前代未聞の大災害、感染症、また二波、三波と非常に心配されるということで、こういう条例を作られたということは非常によかったと思うんですけれどもね。やはり町民の立場に立って一日も早くこの専決処分すればよかったのになと、こういう思いで質問しているわけで、終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第40号松島町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第41号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について、令和2年4月24日、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正され、町の窓口においても新型コロナウイルス感染症に感染した被用者からの申請書の提出等を行えるよう改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第41号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号 松島町介護保険条例の一部改正について

- 議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第42号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

- 町長（櫻井公一君） 議案第42号松島町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本年4月1日からの低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置完全実施に対応するため、所要の改正を行うものであります。

あわせて新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免を実施するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

- 健康長寿課長（齊藤恵美子君） 条例に関する説明資料をお開き願います。

介護保険料につきましては、昨年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、令和元年度において条例を一部改正し、2分の1の軽減幅で低所得者への保険料軽減を実施いたしました。令和2年度においては、軽減適用期間1年の完全実施とするため、さらに条例を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、軽減賦課後の保険料率を定めるもので、第2条に第5項を加え、第1段階を2万160円に、第2条に第6項を加え、第2段階を3万3,600円に、第2条に第7項を加え、第3段階を4万7,040円に定めます。あわせて新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があった方などに対し、介護保険料の減免を行うため、第1条第2項にただし書きを加え、納付期限を過ぎて減免対象となった期間分については、遡って対応をす

ることといたします。

3枚目の資料をお開き願います。

こちらの表は、介護保険料軽減措置について、過去2回分を含め、今回完全実施をする分までの経過を示したものでございます。表の一番右の欄に示した保険料の年額が今回条例を改正して定める額となっております。以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第42号松島町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第43号地区計画内の建築物制限条例の一部改正についてを議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第43号地区計画内の建築物制限条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、都市計画法に基づき、市街化区域編入しました明神地区におきまして、新たに地区整備計画区域の位置づけをすることに伴い、当該地区整備計画区域に設定する建築制限の内容を定めるため行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 恐れ入ります。条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例の改正につきましては、令和2年5月15日付で都市計画法に基づく都市計画の変更に係る土地の区域について、変更を告示されたことに伴いまして、市街化区域へ編入いたしました明神地区、こちらを新たに地区整備計画区域の位置づけを行い、当該地区整備計画区域に設定する建築制限の内容を定めるものでございます。

本町におきましては、既に地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例を定めており、これまで幡谷字くぬぎ台地区及び昨年9月定例会におきまして品井沼地区を加え、改正しており、本条例改正におきましても明神地区を新たに加えるものでございます。市街化区域編入及び地区整備計画区域の範囲につきましては、恐れ入ります、参考資料2をお開き願います。

新たに地区整備計画区域に加える明神沿道地区を赤色着色でお示ししており、計画面積は約3.7ヘクタールでございます。なお、昨年6月3日、全員協議会で説明してから変更はございません。

恐れ入ります、条例に関する説明資料にお戻りいただきまして、別表1につきましては、今回の改正で品井沼地区以外の区域が新たに設定されることから、既に決定されている名称を改めて、新たに決定した地区、明神沿道地区を加えるものでございます。別表2につきましては、別表1で改めた地区名について同様に改めるとともに、新たに区分した明神沿道地区における建築物等の用途の制限について定めるものでございます。建築物等の用途の制限につきましては、参考資料1及び参考資料3に記載のとおり、今回定める建築物制限条例の改正により、建築してはならない建築物を定めております。具体の制限といたしましては、本町のまちづくりや明神地域の特性を考慮し、キャバレーや個室付浴場、火薬類や石油等の危険物の貯蔵施設など、本条例において制限するものでございます。別表3につきましては、別表1で改めた地区名について、同様に改めるとともに、建築物の意匠についても特別名勝松島保存管理計画や松島町景観計画にて定められた景観形成基準に適合する意匠と制限するものでございます。地区計画内の建築物制限条例の一部改正に係る説明は以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤です。

先般の前の品井沼地区に続いて明神地区ということで、明るい話題というか将来は税収増につながる案件になるのかなということで評価をするものであります。半年ぐらい前の課長おっしゃいました全協の中でも、これらを想定してここに進出をする予定があるとされた何かスーパーマーケットか何か話ありましたよね。あれの状況が進んでいるのであればお話をお願いし

ます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問にお答えいたします。

以前全員協議会でこちらのほうで開発計画が上がっている案件につきましてご説明させていただきました。そのときにも具体的なスーパー名をもってご説明したところでございますが、今年に入りまして2月3月を迎えて、3月の下旬なんですけれども、今般のコロナウイルス感染症の状況に応じまして、現在進出計画がストップしている状態というところでございます。それにつきましても今後再開する見通しも含めて今協議はしておりますが、なかなか厳しいという事業者からの話でございます。現在、町企画調整課では開発計画、具体的な土地造成を行う事業者と協議調整を進めておりまして、町民皆様が望んでおられます商業施設の誘致に向けて、今後も具体的に計画を煮詰めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） コロナという状況が入ったので、少しはその辺懸念はあるかなと思いますけれども、引き続き追ってお願いをいたします。一方、市街化区域になるので宅地化のほうも話、たしかあのときされたかなと思いますけれども、そちらのほうはどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回この明神沿道地区につきましては、建築基準法に基づく用途制限、準工業地域ということで広く商業施設とかの立地も可能となる施設でございます。今後藤議員から宅地開発というお話がありましたが、現在のこの明神沿道地区では、新たな宅地造成という計画はございません。ない状態でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第43号地区計画内の建築物制限条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第44号令和2年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号令和2年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る各事業等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして5ページをお開き願います。6ページにわたります。

2款総務費1項21目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、国の補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染拡大の防止と感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に基づく事業として、13事業を補正するものであります。

6ページの3款民生費1項5目介護保険対策費につきましては、低所得者保険料軽減拡大に伴う介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

2項3目保育所費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止に必要となる保健衛生用品の購入に係る経費を補正するものであります。

8目児童館費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う小学校の臨時休業による留守家庭児童学級の開級時間延長に係る経費を補正するものであります。

10款教育費6項1目幼稚園費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止に必要となる保健衛生用品の購入に係る経費を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、介護保険料の低所得者保険料軽減拡大に係る国負担分であります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました留守家庭児童学級の開級時間延長及び保育所における保健衛生用品の購入に対するものであります。

5目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました幼稚園における保健衛生用品の購入に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止と感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援として、国の補正予算に伴い、交付限度額が示されましたことから補正するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、介護保険料の低所得者保険料軽減拡大に係る県負担分であります。

4ページをお開き願います。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました留守家庭児童学級の開級時間延長に係る県補助金であります。

9目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、宮城県の要請や協力依頼に応じて令和2年4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた事業者に対する協力金の県補助金であります。

20款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、法人より寄附をいただいた金額について補正するものであり、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費で実施する各世帯へのマスク配布に係る財源の一部として活用するものであります。

2目商工費寄附金につきましては、法人より観光施策に対し寄附をいただいた金額について補正するものであり、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費で実施する松島キャンペーン事業にかかる財源の一部として充当するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 恐れ入ります。歳入歳出補正予算事項別明細書5ページをお開き願います。

2款総務費1項21目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに施策を推進できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金が創設されました。本町におきましても、交付金を活用し、地域経済や住民生活に対する支援等につきまして、総事業費 1 億5,930万2,000円を補正するものでございます。

恐れ入ります。主要事業説明資料の 2 枚目、A 3 判の資料をお開き願います。

地方創生臨時交付金におきまして実施する事業を一覧にまとめております。それぞれの事業につきまして、1 番事業から順に事業概要をご説明いたします。

初めに、1 番事業、避難施設等感染拡大防止事業でございますが、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止として、避難者用のマスク、消毒用の次亜塩素酸水精製器などを備蓄する事業でございます。避難者用マスクにつきましては、避難計画に基づく避難者数 2 万1,000 人分につきまして内閣府のガイドラインに基づく避難日数 7 日分を考慮し、備蓄するものでございます。また、次亜塩素酸水精製器につきましては、記載のとおり 3 施設に設置予定であり、役場庁舎は役場庁舎内の消毒に加えまして、町民への配布用にも活用していく考えでございます。また、学校給食センターへの配備につきましては、センター内の消毒に加え、給食配送の際に学校施設等への配付も効果的と考え、配備するものでございます。

続きまして 2 番事業、感染拡大防止事業につきましては、今後想定される感染症の第二波、第三波を見据えた感染拡大防止を目的とし、町独自の施策として町内全世帯へ 50 枚入りマスク 1 箱の配布を行う事業でございます。

続きまして 3 番事業、ウェブ会議実施環境構築事業につきましては、感染拡大防止を目的とし、今後起こり得る自然災害などでも活用するため、ウェブ会議環境を新たに構築するものでございます。役場など緊急時の拠点施設 3 か所には、固定設備とし、パソコンにつきましては現在事務用で使用しているパソコンを活用し、新たにモニター、ウェブカメラ、マイクスピーカーなどの周辺機器を整備する計画でございます。また避難施設での情報収集用として、移動可能なタブレット型を 2 台導入し、各施設を移動しながら情報を得ることが可能となるよう、環境を構築してまいります。

続きまして 4 番事業、母子父子家庭臨時特別給付金につきましては、感染拡大防止による影響を受けた母子父子家庭に対する生活支援といたしまして、母子父子家庭医療費助成の対象となっている親と子全ての方に対し、町独自の施策として臨時特別給付金を給付する事業でございます。給付する時期につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業と併せ、6 月中旬頃の給付を予定しております。

続きまして 5 番事業、帰省自粛学生支援事業につきましては、感染拡大防止により帰省自粛を余儀なくされた本町出身の県外に居住する大学生、短大生、専門学校生などに対し、ふるさ

とを遠くで見守る応援事業としまして、地元食材等による生活支援を行う事業とし、町独自の施策として補助金の交付を行うものでございます。事業の開始時期につきましては、5月下旬より受付を開始してまいります。

続きまして6番事業、安心療養健康支援事業につきましては、感染拡大防止により外出自粛が続いた場合、在宅療養を行っている方に対する支援とし、皮膚を通して動脈血酸素飽和度と脈拍数を測定するための装置であるパルスオキシメーターの貸出し支援を行うため、機器を導入するものでございます。あわせて健康の維持、増進を目的とし、筋肉量や脂肪の内容など、ご自身の体の状態を確認できる体組成計も導入するものでございます。補正予算成立後、速やかに機器を購入し、広く活用してまいりたいと考えております。

続きまして7番事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業につきましては、宮城県の休業要請など、こちら全面的に応じた事業所に対する協力金を交付するものでございます。なお、一事業所に対しまして、30万円の協力金交付となりますが、町交付分につきましては、10万円でございます。こちらの事業につきましては、既に町のホームページや産業観光課窓口、商工会、観光協会におきまして事業の案内を行ってございます。補正予算成立後、5月26日火曜日より申し込みを受け付けする予定でございます。

続きまして8番事業、地域産業支援事業につきましては、先に説明いたしました7番事業の拡大防止協力金の対象から外れ、感染拡大防止により影響を受けている中小企業者等、こちらの事業継続の下支えを目的に、町独自の施策として支援金を交付するものでございます。対象といたしましては、協力金の対象外となる中小の事業者のうち、令和2年3月以前から事業を営んでおり、現在も事業を継続している事業者が対象となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から5月までの間で、事業収入が前年同月と比較し、20%以上減少している月がある事業者が対象となります。周知につきましては、6月1日に発行する広報まつしま別冊各種支援事業により、全戸配布するほか、町のホームページや産業観光課窓口、商工会、観光協会でも周知してまいります。申請受付は6月10日より実施する予定でございます。

続きまして9番事業、事業所家賃補助事業につきましては、感染拡大防止により影響を受けている事業者の事業継続を目的とし、家賃月額50%を3か月間、かつ上限額を10万円と定め、町独自の施策として補助金を交付するものでございます。対象といたしましては、町内に店舗や事業所などを構える中小の事業者のうち、店舗、事務所、工場等の建物を賃借し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から5月までの間で、事業収入が前年同月と比

較し、20%以上減少している月があり、現在も事業を継続している方が対象となります。

続きまして10番事業、飲食・サービス業等応援クーポン券支給事業につきましては、町内の飲食・サービス業等の事業継続支援と地域経済の活性化を目的とし、1世帯当たり1,000円分のクーポン券を町独自の施策として、町内全世帯へ交付するものでございます。現在、利府、松島商工会と事業実施時期を含め調整しており、クーポン券の7月配布を目標に準備を進めております。

続きまして11番事業、Go To Travel松島キャンペーン事業につきましては、町独自の施策としまして、町内の宿泊施設へ直接予約した方を対象に、宿泊料金の割引や町内で利用可能なクーポン券を合わせて4割程度付与することを目的とし、感染拡大の防止影響を受けた地域観光の活性化を図るため、支援するものでございます。

続きまして12番事業、児童生徒支援事業につきましては、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の受給認定の対象となっている児童生徒に対し、学校休業に伴う食費負担分を支援するため、町独自の施策として支援金を交付するものでございます。手続につきましては、就学援助等の受給認定世帯を対象としていることから、申請手続の負担を軽減しつつ、補正予算成立後、各世帯へ直接通知し、6月には支援金の支給を行いたいと考えております。

続きまして13番事業、小中学校ICT端末整備事業につきましては、次ページ参考資料をお開き願います。GIGAスクール構想における児童生徒1人1台の端末整備の加速化を図るため、自治体単独費による整備分3分の1の端末整備事業でございます。①の1人1台端末整備計画の変更イメージをご確認願います。これまでの計画では、学年を分け、令和2年から令和5年度までの年次計画にて整備を検討しておりましたが、今回の地方創生臨時交付金等を活用し、令和2年度内で1人1台の端末整備を行うものでございます。

続きまして②の1人1台端末整備に係る財源イメージをご確認願います。整備台数につきましては、児童生徒822人、教員70人、合計892台を整備する計画でございます。財源の活用につきましては、国庫補助対象となる児童生徒の3分の2である548台分を文部科学省の国庫補助事業で、今回の補正とは別事業として進めてまいります。また、文部科学省の国庫補助対象外となる児童生徒の3分の1と教員分の合計344台の整備につきましては、これまで一般財源での対応となっておりますが、今回の地方創生推進臨時交付金の活用が可能となることから、既に導入されている104台を除く黄色で着色した範囲の240台の整備を行うものでございます。

A3資料、事業一覧にお戻りいただきまして、下段総事業費の欄をご確認願います。

これまでご説明しました13事業に係る総事業費は1億5,930万2,000円となり、財源といたし

ましては、国費として地方創生臨時交付金8,684万5,000円、7番事業の協力金に係る県費とし
まして3,000万円、その他といたしまして法人よりご寄附をいただいた寄附金300万円、最後に
町の一般財源が3,945万7,000円でございます。

続きまして歳入歳出補正予算事項別明細書3ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進臨時交付金事業に関連する歳入補正予算につ
きましてご説明いたします。

17款国庫支出金2項国庫補助金7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につ
きましては、令和2年5月1日付内閣府より限度額通知のありました8,684万5,000円につ
きまして、歳入補正するものでございます。

4ページをお開き願います。

18款県支出金2項県補助金9目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費県補助金に
つきましては、歳出でご説明いたしました7番事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力
金事業に係る県補助金について、歳入補正するものでございます。

20款寄附金1項寄附金2目商工費寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に
関連する観光施策に対する寄附をいただきましたことから、歳出でご説明いたしました11番事
業、Go To Travel松島キャンペーン事業の財源の一部とし、充当するものでございます。

以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る説明を終
わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 主要事業説明資料の2番にて説明させていただきます。

3款民生費2項3目保育所費の保育対策総合支援事業について説明させていただきます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、必要とする保健
衛生用品を購入し、安心指定保育を実施できる体制の整備を目的とするものであり、補助率10
分の10の国庫補助金を財源として実施するものであります。

全体事業費は補正予算額にありますとおり、185万3,000円となっております。今回の事業は、
令和元年度と令和2年度の2か年を併せて1施設当たり50万円を限度として実施するものであ
ります。松島町としましては、保育所は高城保育所分園を含め4施設があり、上限200万円ま
でが事業費として認められるものであります。本取組につきましては、令和元年度に事業費14
万7,000円を既に実施したことから、対象残額の185万3,000円を今回計上しております。事業
概要でございます。需用費は4保育所に係る子供用のマスク及びハンドソープ並びに消毒用ア

アルコール等を購入するものであります。備品購入費につきましては、4保育所に係る空気清浄機、超音波式次亜塩素加湿器、非接触型体温計を購入し、整備するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 続きまして教育委員会より教育支援体制整備事業費交付金事業につきまして、ご説明を申し上げます。

右肩3と付しております主要事業説明資料をご覧ください。

また、事項別明細書は歳入が3ページ、歳出は7ページとなっております。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の幼児教育の質の向上のための緊急整備として、文部科学省の教育支援体制整備事業費交付金を活用いたしまして、町立幼稚園での感染症防止に必要となる保健衛生用品を購入し、幼稚園児の教育環境の整備を図ることを目的といたしまして事業を行ってまいります。また、事業費につきましては、国が10分の10の財源措置となっております。交付金の限度額につきましては、1施設50万円となっております。本町の幼稚園3園とも限度額であります50万円の補助要望をいたしまして、令和2年4月8日付で合計150万円の内定をいただいているところでございます。

事業概要になります。令和2年度中に購入いたします保健衛生用品といたしまして、消耗品及び備品の購入をいたします。消耗品につきましては、マスク、アルコール類等消毒液などの感染防止対策となる物の購入、備品につきましては、幼稚園の教室等に設置いたします加湿空気清浄機及び非接触型体温計の購入を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで換気並びに消毒の関係で休憩に入りたいと思います。

再開を2時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

○議長（阿部幸夫君） 説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。13事業のうちちょっと3点ほど、1番、6番、11番の事業で簡潔にお答えいただきたいと思うんですが、まず1番では検温器47基の配置計画的なものももう描かれているんですかね。その辺ちょっと確認します。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 検温器につきましては、各避難施設のほうへの配布、さらには役場とどんぐり、さらには温水プール美遊への配備、合わせて47基ということで予定しております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ありがとうございます。次に6番でございますが、6番はパルスオキシメーターなんですけど、10台でまずイメージとしてでありますけど、担当所管課としては担当職員でもってというか、保健師さんによって検温とかそういうのを、検温じゃない、このメーターの貸出しについていって説明しながら対応する形なんですか。イメージはどんなイメージなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まずこの機器を使用するのは、ご自身またはご家族になって、自宅でのご使用を想定しております。また実際にはもし陽性の方で無症状または軽症の方はご自宅でお使いになる際には、個人が特定されないで自治体はその方を把握することはなかなか難しいと思いますので、実際に宮城県を通すとかあととはかかりつけの先生などからご要望があったときにご承認いただくことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちょっと要するにイメージ的に湧かないんですが、保健所とかあるいはかかりつけの病院とかに電話等で問合わせして、その疑いというんですかね、その機器を町から借り受けていて対応するといった場合には、町はどういう関わりを持って交付するんですか。単に連絡を受けてそこに届けて終わりという形なんですかね。どんなイメージなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まずは一番はこういった機器を町が導入したことを皆様にお知らせすることだと思います。町民の方には広報やホームページでこういった機器を備えているということで、貸出し用に用意していることをご案内し、また医療機関のほうには改めてご相談に上がって使い方の説明ですとか、それから宮城県のほうにはこういった機器を導入して

いるので有効に活用していただきたい旨のそういった調整などを町が行うことになるかと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） わかりました。次に11番目のいわゆるGo To Travelの松島キャンペーン事業なんですが、これ想定は何件分を想定していますかね。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 積算上なんですけれども、4,000円の付与を4,750セット想定しております。積算しておりました。ただし旅行代金の設定によりまして、その付与金額が変動しますので、おのずとその組数も変わってくると。なおその内容については、今観光協会とか旅館組合等と協議中でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございますか。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

今回休業要請に応じた事業者に対して協力金30万円ということで、そのほかにこの漏れてしまった受給者、今回対象にならなかった方も休まれていた中で、この10万円というのは本当に大変ありがたいことだと思っております。それで10番のちょっと飲食・サービス業等応援クーポン券、これ商品券のことだとは思うんですけれども、やはりこの数字だけ見ってしまうと1,000円というのは数字だけ見るとちょっとだناと思っているので、どうしてこの1,000円になったのかというのを教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 5月8日に利府・松島商工会から要望書の提出がございまして、そこで具体的にあと1世帯当たり1,000円という金額の要望がございました。以上です。それを基に積算したところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 町長としてはもう少しあってもいいんじゃないかと話をしたのかなと思ひまして。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今課長が答弁した内容に尽きるんですけれども、来られたときに素直に100円券10枚で本当にいいんですかという話はしましたけれども、利府と松島、両方のことを考えてということでありましたので、1,000円にしたと。もっと多いのかなと思ったんですけども1,000円ということでした。じゃあ町でもっと足せばいいんじゃないかということもあり

ますけれども、ただ昨日の岩沼市のことを見ていると、2,000円を配布してその内の1,000円を要するにいただいて、1,000円バックすると、10割増というんですかね、ですからそれと考えると何もしなくても商工会で1,000円ずつ配るとするのがいいのかななどと思って報道は見ておりましたけれども、この額についてはいろいろな庁舎内でも議論があったということだけは確かです。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 商工会の要望が1,000円だったということで、これ以上私もう言うこともないんですけれども、ただ使用目的、使用制限というか、この間休業のところの期間でもすごく忙しい店舗と忙しくない店舗が実際存在していて、特にスーパーとかは売上げがすごく伸びている、そういうところに対してもこのクーポン券を使えるというのは、私はそこはどうかなど思っていて、やはりやるのであれば松島の店舗に限定、ここに構えて頑張っている方限定でというのも私も一つの地元の方に事業者のために思うと思うんですけれども、この利用制限というか、そういう考えはないものなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 商工会で要望に来られたときは、その利用する店舗等についてはどう考えているんですかと言ったときに、こういったものできちっと予算がついたら、商工会のほうで一応店舗、名簿を募ってそしてお知らせをしてそこで使っていただくというようなお話でありました。ですから町のほうでこの業界、このお店、このお店で使っちゃ駄目だとかいいとかというのはなかなか難しいのかな。これは商工会でやるということなので、商工会にうちは補助金を出すということになるかと思えます。

それから先ほど来から今回のコロナウイルス感染症になって、特に3月までの数字よりも4月5月になってからの経営での影響が相当数出ているということは把握しております。ですからこの影響に対して例えば協力金、じゃあ10万円でいいのかという議論もありますし、二次補正がどういったものが出てくるか私はわかりませんが、家賃も最初は二次補正で考えようかなと思ったんですけども、いや、今困っているから早くやったほうがいいのではないかとというご意見もあって、家賃についてもじゃあ上限10万円でやろうかということにしたんですけども、とにかく今困っている事業者さんが相当数いらっしゃるというのが、三次産業だけではなくて一次産業の方もいらっしゃいますので、そういったことに広く使われるように町としても、これだけではなくて今後についてもいろいろ検討していきたいと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番(杉原 崇君) なかなかお金が回ってこないというので、事業者、本当に大変で、資金繰りがすごく、うちもすごく大きいお金を借りたんですけれども、やっぱりキャッシュがないと、なかなか収入が入ってこない中で事業の存続、いかにしていくかというの、この店がなくなってしまったら、松島、観光の事業者が多い中で、その店がなくなったら意味がなくなってしまうので、そういった支援はぜひお願いしていただきたいと思います。

もう1点だけ、これの周知というか配布というか、80万、多分これ事務費か何かだと思うんですけども、どういう告知方法というか配布方法というか考えているんですか。

○議長(阿部幸夫君) 太田産業観光課長。

○産業観光課長(太田 雄君) 郵送での送付を考えておりました。以上です。

○議長(阿部幸夫君) 杉原 崇議員。

○1番(杉原 崇君) 広報とかというのは難しいものなんですかね。80万円もこの事務費を出して、郵送というのは何かもったいないような気もするんですけども。そこはどうなんでしょう。

○議長(阿部幸夫君) 太田産業観光課長。

○産業観光課長(太田 雄君) 広報も検討はしたんですけども、必ず広報が100%回っていくのかということをもっと検討しました。確実性を担保する上で、郵便ということで考えたところでございます。(「わかりました」の声あり)

○議長(阿部幸夫君) 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部幸夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部幸夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(阿部幸夫君) 起立全員であります。よって、議案第44号令和2年度松島町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

号) について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第45号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について補正するものであり、財源等を精査し財政調整基金を繰入れするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 補正予算書に基づき説明させていただきます。

補正予算書事項別明細書6ページになります。

傷病手当金についてでございますが、516万4,000円計上しております。このうち432万4,000円が被用者に対し給付するものであり、10人分を想定し計上しております。この分につきましては、全額特別調整交付金が対象となるものであります。差額の84万円につきましては、町独自の取り組みとして、事業主に対する傷病手当金となっており、こちらも10人分を想定し計上しているものであります。以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第45号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第46号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、低所得者保険料軽減拡大に伴う財源を精査し、一般会計繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第46号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第47号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第47号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第47号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による措置のため、影響を受けた全町民に対し、水道料金減免事業を行う所要額の補正を行うものであります。これにより水道事業収益の総額を6億1,581万4,000円、営業収益総額を5億5,605万2,000円、収益的支出、水道事業総額を6億5,321万8,000円、営業費用総額6億3,936万4,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第47号水道事業補正につきまして主要事業説明資料を使ってご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

水道料金減免事業の補正につきまして、詳細部分についてご説明します。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症が経済に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえまして、生活基盤の安定を図るため、水道料金の減免に要する所要額の補正を行うものでございます。

事業概要につきましてご説明をさせていただきます。

（1）でございます。水道料金減免概要でございます。

減免につきましては、本町で水道を使用している方を対象としまして、想定件数5,635件と見込んでいるところでございます。減免の内容につきましては、水道料金のうち基本料金の5割を減免し、令和2年7月請求分から9月請求分の3か月間、基本料金を減免するものでございます。

次に（2）でございます。水道料金の減免の事例でございます。

この箇所に減免の事例を掲載しているところでございますが、口径13ミリ、使用水量が10立米使用したと仮定した場合でございますが、通常の料金では2,420円となりますが、今回の減免によりまして1,760円となりまして、月当たり660円が減免されるというものでございます。

次に（3）補正予算の概要でございます。今回の補正予算では、収益的収入の給水収益を1,530万円を減額補正し、収益的支出の総がかり費を33万7,000円を増額補正するもので、内訳に記載されておりますとおり、13節委託費につきましては、基本料金減免に係るシステム改修に要する経費を計上し、14節手数料につきましては、給水全戸への周知チラシ配布に要する経費

を計上するものでございます。

なお今回の補正等により不足する額につきましては、繰越利益剰余金にて補填するものでございます。

水道料金減免事業につきまして、以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第47号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議員提案第2号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議員提案第2号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出理由の説明を求めます。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議について提出理由を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を受け4月7日国において緊急事態宣言がなされ、宮城県においては現時点で緊急事態宣言が解除されたものの、依然その影響は続いている状況であります。松島町のために個々の議会議員としての対応をするのではなく、議会として新型コロナウイルス感染症対策に取り組むために、特別委員会を設置するものであり、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提出者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議員提案第2号新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の正副委員長選任のため、特別委員会を開きます。委員長が選任されるまでの間、委員会条例の規定によりまして、年長者である片山正弘議員に臨時委員長の職務を遂行していただきます。

暫時休憩といたします。

午後2時34分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

○議長（阿部幸夫君） 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長に13番色川晴夫議員、副委員長に8番澁谷秀夫議員が選任されました。

ここで委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表を配付させますので、その場で暫時休憩してください。

午後2時40分 休憩

午後2時41分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（阿部幸夫君） 日程第17 委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

委員長からお手元に配付いたしました一覧表のとおり閉会中の継続審査・調査の申出があります。申出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。櫻井局長。

○事務局長（櫻井和也君） それでは朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。

令和2年度第2回松島町議会臨時会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。町内事業者等の新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査及び新型コロナウイルス感染症の経済対策に関する事項。調査終了まで。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査・調査することに決定をいたしました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

令和2年第2回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時43分 閉 会